

青少年育成徳島県民会議規約

目 次

- 第1章 総 則(第1条～第4条)
- 第2章 会 員(第5条・第6条)
- 第3章 役員等(第7条～第12条)
- 第4章 会 議(第13条～第19条)
- 第5章 部会及び専門委員会(第20条)
- 第6章 会計及び事業計画等(第21条～第25条)
- 第7章 補 則(第26条～第28条)

附 則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この会は、青少年育成徳島県民会議といふ。

(事 務 所)

第2条 この会は、事務所を徳島県徳島市万代町1丁目1番地に置く。

(目 的)

第3条 この会は、青少年問題の持つ重要性にかんがみ、広く県民の総意を結集し、行政施策と呼応して、次代の郷土を担う青少年の健全な育成を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するために、次の活動及び事業を行う。

- (1)青少年がその誇りと責任についての自覚を高めるための諸活動
- (2)健全な青少年の団体及びグループの育成を図り、すべての青少年がこれに参加することを奨励するための諸活動
- (3)勤労青少年の教育対策及び福祉対策を進め、その生活条件等の改善を促進するための諸活動
- (4)体育及びレクリエーションを奨励するための諸活動
- (5)健全育成施設の整備を促進するための諸活動
- (6)家庭教育、学校教育、社会教育等の緊密な連携を図るための諸活動
- (7)家庭の健全化を図るための諸活動
- (8)青少年の非行防止のための諸活動
- (9)社会環境の浄化を図るための諸活動
- (10)その他この会議の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(会 員)

第5条 この会の会員は、正会員及び賛助会員の2種とする。

2 この会の正会員は、この会の目的に賛同して入会した個人・団体及び関係機関とする。

3 賛助会員は、この会の目的に賛同し、特別の援助、協力をする個人及び団体とする。

(入 退 会)

第6条 この会に入会しようとするものは、入会申込書を会長に提出し、その承認を受けなければならぬ。

2 この会から退会しようとするものは、理由を付して会長に退会届けを提出しなければならない。

第3章 役 員 等

(役 員)

第7条 この会に、つぎの役員を置く。

(1)会 長

(2)副 会 長 若干人

(3)理 事(会長及び副会長を含む。) 20人以内

(4)監 事 2人

(役員の選任)

第8条 役員は、総会において選任する。ただし、会長は、徳島県知事の職にあるものをもって充てる。

2 役員に欠員が生じた場合は、理事会がこれを選任し、次の総会の承認を求めるものとする。

(役員の職務)

第9条 会長は、この会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会務を処理するとともに、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ定めた順序によって、その職務を行う。

3 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。

4 監事は、会計及び会務の執行状況を監査し、その結果を総会に報告する。

(役員の任期等)

第 10 条 役員の任期は、2年とする。ただし、補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(顧問)

第11条 この会に、顧問若干人を置くことができる。

2 顧問は、青少年問題に関して学識経験を有する者のうちから会長が2年を期限として委嘱する。

3 顧問は、再委嘱されることができる。

4 顧問は、会務について、会長に意見を述べることができる。

(事務局)

第12条 この会の事務を処理するため、この会に事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長その他の職員は、会長が任免する。

第4章 会議

(会議の種別)

第13条 この会の会議は、理事会及び総会とする。

(会議の構成)

第14条 理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成する。

2 総会は、正会員をもって構成する。

(会議の機能)

第15条 理事会は、この規約に別に定めるものほか、この会の運営に関する重要事項を議決する。

2 総会は、この規約に別に定めるものほか、会長の諮問に応じて必要な事項を審議するとともに、必要に応じてこの会の運営に関する重要事項に関し、会長に建議することができる。

(会議の開催等)

第16条 理事会及び総会は、会長が必要に応じて開催する。

2 会議は、会長が招集し、議長となる。

(理事会の定足数)

第17条 理事会は、構成員の半数以上の者の出席がなければ開会することができない。

(会議の議決)

第18条 会議の議決は、この規約に別に定めるものほか、会議に出席した構成員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面による表決)

第19条 やむを得ない理由により理事会に出席できない構成員はあらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合においては、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

第5章 部会及び専門委員会

(部会及び専門委員会)

第20条 この会に、特定の事項について調査研究するため部会を、専門的事項について調査研究するため専門委員会を置くことができる。

2 部会の構成員は、正会員のうちから会長が指名する。

3 専門委員会の構成員は、青少年問題に関して学識経験を有する者のうちから会長が委嘱する。

4 部会及び専門委員会に関し必要な事項は、会長が理事会に議決を経て別に定める。

第6章 会計及び事業計画等

(会計年度)

第21条 この会の会計年度は、毎年4月1日より始まり、翌年3月31日に終わる。

(経 費)

第22条 この会の事業の遂行に要する経費は、補助金、寄付金その他の収入をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第23条 この会の事業計画及び予算は、会長が作成し、理事会の承認を得なければならない。

2 会長は、前項の事業計画又は予算を変更しようとするときは、理事会の承認を得なければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(事業報告及び決算)

第24条 この会の事業報告及び決算は、会長が作成し、監事の監査を経て、理事会の承認を得なければならない。

(総会への報告)

第25条 会長は、事業計画、予算、事業報告、決算その他この会の運用に関する重要事項を総会に報告しなければならない。

第7章 梯 则

(規約の変更)

第26条 この規約は、理事会において構成員の3分の2以上の同意を得て変更することができる。

(解 散)

第27条 この会は、理事会において構成員の4分の3以上の同意を得、かつ、総会において会員の3分の2以上の承認があったときに解散することができる。

(雜 則)

第28条 この規約の施行について必要な事項は、会長が理事会の議決を経て別に定める。

附 則

この規約は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成5年6月14日から施行する。

附 則

この規約は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年7月17日から施行する。